

特別管理産業廃棄物収集運搬業許可証

住 所 埼玉県坂戸市千代田5丁目1番6号
名 称 F J グローイングサービス株式会社
代表取締役 太田 祐介

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条の4第1項の許可を受けた者であることを証します。

札幌市長 秋 元 克 広



許可の年月日 令和 5年 4月 1日
許可の有効年月日 令和10年 3月31日

- 1 事業の範囲
- (1) 特別管理産業廃棄物の種類
ア 感染性廃棄物
- (2) 積替え又は保管の有無
有 (上記(1)アに限る。)

2 積替え又は保管に関する事項

場 所	面積	保管上限	高さ	産業廃棄物の種類
東区東雁来町106番59、60 62、63	3.24 m ²	5.70 m ³	—	上記1(1)ア

3 許可の条件
無

- 4 許可の更新又は変更の状況
- | | | | |
|-------|----|----|------|
| 平成10年 | 4月 | 1日 | 新規許可 |
| 平成15年 | 4月 | 1日 | 更新許可 |
| 平成20年 | 4月 | 1日 | 更新許可 |
| 平成25年 | 4月 | 1日 | 更新許可 |
| 平成30年 | 4月 | 1日 | 更新許可 |
| 令和 5年 | 4月 | 1日 | 更新許可 |

5 規則第10条の12第2項の規定による許可証の提出の有無
無

※ この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、北海道知事に対して審査請求をすることができます。

また、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内（適法な審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内）に、札幌市（訴訟において札幌市を代表する者は札幌市長となります。）を被告として、処分の取消しの訴えを提起することもできます。